

掛川市条例第27号

掛川市勤労者福祉会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市勤労者福社会館条例を廃止する条例

掛川市勤労者福社会館条例（平成17年掛川市条例第122号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。